

参 考 不動産の表示に関する公正競争規約

(その他の不当表示)

第23条

(45) 媒介報酬又は代理報酬の額について、実際のもの又は競争事業者に係るものよりも有利であると誤認されるおそれのある表示

問題のない表示

①賃貸の場合 当社の手数料は一ヶ月賃料の半月分です。等

②売買の場合 当社の手数料は成約価格（売買価格）の1.5%です。等

(特定用語の使用基準)

第18条

2 事業者は、次に掲げる用語を用いて表示するときは、それぞれ当該表示内容を裏付ける合理的な根拠を示す資料を現に有している場合を除き、当該用語を使用してはならない。この場合において、第4号及び第5号に定める用語については、当該表示内容の根拠となる事実を合わせて表示する場合に限り使用することができる。

(4) 物件の形質その他の内容又は価格その他の取引条件に関する事項について、「最高」、「最高級」、「極」、「特急」等、最上級を意味する用語。